

第15回 周南市都市再生推進協議会

議事要旨

日 時 令和5年3月13日（月）14時00分～15時50分

場 所 周南市文化会館 3階展示室

○出席者（順不同、敬称略）

| | | | |
|---------|-----------------------------|------------|--------|
| 委員： | 山口大学大学院 | 教授 | 鵜 心治 |
| | 周南公立大学 | 教授 | 坂本 勲 |
| | 徳山工業高等専門学校 | 准教授 | 河野 拓也 |
| | 一般社団法人徳山医師会 | 事務長 | 西岡 浩司 |
| | 社会福祉法人周南市福祉協議会 | 事務局長 | 小林 展衣 |
| | 一般社団法人山口県宅建協会周南支部 | 支部長 | 箱崎 壽美枝 |
| | 徳山商工会議所 | 専務理事 | 小林 和子 |
| | 新南陽商工会議所 | 専務理事 | 谷口 博文 |
| | 周南市中心市街地活性化協議会 | マネジメント会議委員 | 舞田 恵子 |
| | 西日本旅客鉄道株式会社広島支社徳山駅 | 徳山管理駅長 | 西嶋 俊輔 |
| | 周南市自治会連合会 | 副会長 | 住田 宗士 |
| | 周南市母子保健推進協議会 | 会長 | 中村 美代子 |
| | 一般公募 | | 迫田 亮子 |
| オブザーバー： | 国土交通省中国地方整備局建政部 都市・住宅整備課 | 課長補佐 | 谷本 尚久 |
| | 山口県土木建築部都市計画課 | 主幹 | 福田 将之 |
| 事務局： | 都市整備部 | 部長 | 高瀬 文三郎 |
| | 都市整備部 | 部次長 | 中川 勝彦 |
| | 都市整備部都市政策課 | 課長 | 原 浩士 |
| | 都市整備部都市政策課 | 課長補佐 | 浅原 秀男 |
| | 都市整備部都市政策課 | 係長 | 金子 容子 |
| | 都市整備部都市政策課 | 主査 | 白木 葵 |
| | | | |
| | | | |
| 傍聴： | 3名 | | |

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 報告事項
 - (1) 居住促進区域の見直し検討について
 - (2) 地区ごとの課題を踏まえた取組の検討について
4. 閉会

~~~~~

午後 14 時 00 分 開会

開会宣言

部長挨拶

委員の定数報告

### 【会長】

今日もよろしくお願ひします。報告事項 (1) について、事務局から説明をお願ひします。

### 【事務局】

それではまず、報告事項 (1) の居住促進区域の見直し検討について説明させていただきます。

前回の協議会でのおさらいですが、こちらは国の示した防災指針のイメージ図になります。図の水色に着色された範囲が居住促進区域となります。居住促進区域内に存在する黄色で着色された洪水浸水想定区域や土砂災害等の災害リスクに対して、青枠で記載された、届出・勧告制度を活用した立地誘導や防災集団移転促進事業、赤枠で記載された、下水道の整備や河川整備、宅地のかさ上げ補助、警戒避難体制の強化等の対策を整理したものが防災指針です。

こちらは、平成 27 年の水防法の改正により、洪水の浸水想定区域の変更となった項目を比較した表です。表の右側の改正後には、現在の立地適正化計画の策定時に用いた計画規模 (L1) に加え、赤枠で囲った 1000 年に 1 回程度の想定最大規模 (L2) の浸水想定区域が追加されました。1000 年に 1 回程度というのは、1000 年毎に 1 回発生する周期

的な降雨ではなく 1 年間に発生する確率が 1/1000 (0.1%) 以下の降雨のことをいいます。想定最大規模は計画規模に比べ、発生頻度は低いですが、洪水流量が多いことから、浸水想定区域が拡大しております。また、浸水深のランク区分については、4 段階に変更され、現在の居住促進区域に含まない浸水深 2m 以上の区分につきましては、上から 3 つ目の薄いピンク色の 0.5m から 3m に含まれた表示となっております。また家屋倒壊等氾濫想定区域について、現行の建築基準に適合する一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域が追加されました。

想定最大規模 (L2) が設定された経緯についてです。近年、現在の堤防等の施設計画を超える浸水被害が多発しており、施設では防ぎきれない大洪水等が発生するとされています。これまでは、命と財産を守るための施設整備にかかる堤防等を設計する規模の降雨しか想定していませんでしたが、命を守ることを最重要課題として取り組むために想定しうる最大規模が追加されました。また、ハード整備は時間がかかり、今後起こりうる災害への早期対応が困難であることから、ソフト対策で対応していくことが重要です。このようなことから、水防法の改正により、水害対応の考え方が変わりました。これまでの計画規模の対策は、河川整備等の治水対策で想定最大規模は、主に警戒避難体制の強化等の防災対策で対応することになります。

計画規模と想定最大規模の違いのわかりやすい例として「徳山西部地域」の居住促進区域を表示しております。浸水想定区域が増え、居住促進区域内においても災害リスクが高いエリアが増えたことで、現在、居住促進区域として設定しているエリアを、引き続き居住促進区域として継続するのか検討が必要となりました。

ここまで説明しました関係法令の改定などに伴い、前回の都市再生推進協議会にて説明いたしましたとおり、防災指針の検討に向け災害リスク分析と課題の整理を行ってまいりました。前回の協議会で昨年に防災指針の素案を報告予定でしたが、令和 4 年 5 月に高潮の最大規模 (L2) の浸水想定区域が追加され現在指定されている浸水範囲の想定最大規模が全て設定されたことにより、今年度業務では地区ごとの課題の整理を行いました。その中で、災害リスクが高いエリアに対して、居住促進区域の見直し検討を行いましたので、検討内容についてご説明いたします。

まず見直し内容の説明にあたり、現在の居住促進区域設定の考え方について説明します。居住促進区域は居住促進区域の基本的な考え方にに基づき、こちらに示しております 6 項目の設定基準を総合的に勘案して区域を設定しています。設定基準の③では、「生活サー

ビス施設の立地、都市基盤、災害危険性等の観点から、居住適正が相対的に高い、面的な居住地となりうる区域であること」と定めております。図にありますように、生活利便性、アクセシビリティなどについて評価を行い「居住適正が相対的に高いエリア」から災害危険性の高い区域と法令・条例により建築が制限されている、居住に適さないエリアを除いたエリアを居住促進区域としています。

まず、こちらは現在の立地適正化計画における「居住促進区域に含まない区域」についてまとめた表です。資料 2 の 1 ページをお願いします。こちらは、立地適正化計画にあります居住促進区域に含まない区域を整理した表となります。この中から、対象部分を抜き出したものを、スクリーンに表示しております。土砂災害特別警戒区域や津波災害警戒区域及び浸水想定区域の浸水深 2m以上の区域を原則含まないこととしております。図面上、居住促進区域の枠の中に含まれていても、居住促進区域ではありません。浸水深 2mの基準につきましては、浸水被害については、自然現象の程度により災害の発生が予測できること、避難する時間を確保できることなどを考慮して設定しております。また、改定前の水防法において、浸水深が 2m以下であれば、2 階への垂直避難が可能とされていることを考慮しています。

土砂災害と浸水深 2m以上の区域は原則含まないことの説明としまして新南陽地域を例に説明します。このように、赤枠の居住促進区域内にある水色の 2m以上の浸水エリアや赤色の土砂災害エリアは、居住促進区域の枠の内側ではありますが区域としては含まないこととしています。

ここまで説明しました現行の居住促進区域を、想定最大規模などの水防法の改正を踏まえて、どのようにしていくかの検討を行っております。居住促進区域に含まない区域の整理として、現行の運用も含めて 3 パターンで整理しました。表の一番右側が現行で、計画規模の浸水深 2m以上は含まないこととしています。各パターンの設定理由としましては、

パターン①が現行の計画規模 L1 で浸水深 2m以上を含まないというのを想定最大規模 L2 に反映したもの、パターン②が法改正後の垂直避難の可能な浸水深である 3m 以上を含まないというもの、パターン③が想定最大規模 L2 は全て含むというものです。現行に対して、左に行くほど災害リスクを考慮して、居住促進区域が縮小します。なお、想定最大規模 L2 の洪水浸水の中で、家屋倒壊等氾濫想定区域は、近くの堤防が決壊した場合などに建築物の倒壊・流出の可能性が高く生活に大きな支障をきたすことから、全てのパタ

ーンにおいて含まないとする事としてしています。また、大規模盛土造成地は、調査の結果で安全性が確認できなかった場合は含まない事としてしています。

資料 2 の 3 ページに沿って説明します。こちらは先程の表を地域ごとにパターンで比較した図です。まず、徳山地域ですが、緑色で囲まれた区域が現行の居住促進区域、徳山駅周辺の赤色で囲まれた区域が都市機能誘導区域になります。居住促進区域の内側ですが、赤と黄色で着色された部分が土砂災害の区域になり、居住促進区域には含まれません。青い着色部分が洪水・高潮・津波の浸水想定区域を表したものです。パターン①の図では、想定最大規模 L2 の浸水深 2m以上を青色で着色しており区域に含まないものです。パターン②の図では、想定最大規模 L2 の浸水深 3m以上を青色で着色しており区域に含まないものです。パターン③の図は現行の計画規模 L1 の浸水深 2m以上を青色で着色しており区域に含まないものとし、想定最大規模 L2 についてはすべての浸水深の区域を居住促進区域に含むものです。パターン①から③のすべてにおいて家屋倒壊等氾濫区域は含まないものとし、最後の図が、現行の計画規模 L1 の浸水深 2m以上を含まないものです。

次に新南陽地域ですが、緑色で囲まれた区域が現行の居住促進区域、新南陽駅周辺の赤色で囲まれた区域が都市機能誘導区域となります。赤と黄色で着色された部分が土砂災害の区域になり、居住促進区域には含まれません。青い着色部分が洪水・高潮・津波の浸水想定区域を表したものです。パターン①では水色の丸で囲った新南陽駅や富田川沿岸や福川駅周辺で浸水想定区域が広がっており、居住促進区域には含まれません。パターン②については、富田川沿岸の一部、新南陽駅周辺で浸水想定区域が広がっております。パターン③については、浸水想定区域は現行の浸水深 2m以上を青色で着色しており含まないこととし、想定最大規模 L2 についてはすべての浸水深の区域を居住促進区域に含むものです。パターン①から③のすべてにおいて、富田川と夜市川で家屋倒壊等氾濫区域は含まないものとし、最後の図が、現行の計画規模 L1 の浸水深 2m以上を含まないものです。

こちらは、計画策定時に新南陽地域において、先程ご説明しました「居住適正が相対的に高い」区域を判断するため、色分けしたものになります。このように、新南陽駅周辺や福川駅周辺では、都市交通の徒歩圏域や交通結節点の連絡性といったアクセシビリティの評価が高く居住適正が高いエリアであるピンクやオレンジの区域が多くなっています。

また、地域都市拠点である新南陽駅周辺は鉄道と路線バスが接続する主要交通結節拠点として位置づけられます。一定の都市機能が集積した“暮らしやすさと安心の副都心”としての役割をなくさないためにも、このエリアで発生確率の低い想定最大規模 L2 の浸水

エリアを居住促進区域に含まないことではなく、引き続き居住促進区域に設定していくことが必要だと考えています。

次に徳山西部地域ですが、緑色で囲まれた区域が現行の居住促進区域となります。赤と黄色で着色された部分が土砂災害の区域になり、居住促進区域には含みません。青い着色部分が洪水・高潮・津波の浸水想定区域を表したものです。パターン①では水色の丸で囲った夜市周辺で浸水想定区域が広がっており、居住促進区域には含みません。パターン②については、夜市周辺で浸水想定区域が広がっております。パターン③については、浸水想定区域は現行の浸水深 2m以上を青色で着色しており含まないとしており、想定最大規模L2 についてはすべての浸水深の区域を居住促進区域に含むものです。パターン①から③のすべてにおいて、夜市川で家屋倒壊等氾濫区域は含まないこととします。

先ほどの新南陽と同じようにこちらは策定当初の徳山西部地域の居住適正が相対的に高い区域を判断するため色分けしたものになります。評価点としてはあまり高くありませんが、黄緑色の点線で囲まれた範囲は利便バス停徒歩圏であり、生活拠点である各支所周辺及び交通結節点である戸田駅があります。交通結節点である戸田駅の存続、生活拠点への生活サービス機能の誘導が望まれていることから、戸田駅周辺においても引き続き、居住促進区域に設定していくことが必要だと考えています。

熊毛地域です。熊毛地域は、居住促進区域内に浸水想定区域はありません。そのため、全てのパターンにおいて、居住促進区域は変化しません。

これらのことから、地域都市拠点や生活拠点として維持していくためにも、想定最大規模のすべての浸水深を含むパターン③で進めていきたいと考えています。報告事項 2 において、各小学校区単位で、地区ごとの課題を踏まえた取組方針を整理し部分的な判断について行いたいと考えています。以上で、報告事項①の説明を終わります。

#### 【会長】

只今の事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

#### 【委員】

今の説明で、パターン③で、見直しをしていくということですが、どういうメリット、デメリットがあるか具体的に説明をしてほしいです。

**【会長】**

パターン③は当初案と比較して 98%に面積が縮小されているということだと思います。その縮小 2%について、どういうメリット・デメリットがあるかを示してくださいという質問だと思います。事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

縮小した 2%については、想定最大規模 L2 の洪水浸水で家屋倒壊等氾濫想定区域というのが設定されまして、その区域を減らしたところになります。

**【委員】**

外れたら具体的にどういうふうな障害がでますか。例えば家を建て替えたいとか増築をしたいときに支障はでますか。例えば、家があれば、外れたから家をのけてくださいというわけにはいきません。そのあたりの考え方をどうなのでしょう。

**【事務局】**

家屋倒壊等氾濫想定区域ですが、新たにハザードマップの見直しが平成 27 年の水防法の改正ということで、見直しが一斉におこなわれました。これに伴って、河川の周辺に氾濫流と言って、建築基準法で耐震基準に則して建てたような木造建築物でも、富田川や夜市川の沿岸の赤いハッチがかかっている沿岸部分の家屋倒壊等氾濫想定区域につきましては、堤防を越えて氾濫してしまうエリアがあります。併せて、河岸浸食と言って、護岸そのものが崩壊してしまって、建物そのものの存続が非常に厳しく、再建に時間がかかってしまうような被害の可能性があるエリアが新たにハザードの見直しによって出てきております。

そこにつきましては、防災上の観点からエリアから外さざるを得ないということで、先程の資料 2 の 11 ページの 2 枚目の方にございますとおり、現行には河岸浸食、氾濫流の概念というものが考慮されていなかったのですが、家屋倒壊等氾濫想定区域を含まないという設定にさせて頂きました。ここ 20 年間の安全な生活環境を守っていくという観点から居住促進をするうえで、どうしても外していかざるを得ないという評価にさせて頂きました。該当するところが、徳山地区で言うところの 100%、現行の面積を 100%にした場合に 98%の面積になり、2%程、河岸浸食のエリアに該当してしまいます。新南陽地区に



おきましても、富田川が同じように 2%程、河岸浸食等のエリアに該当してしまうということでございます。この度、パターン 3 でいかせてくださいと言うのは、今までの所見は踏襲しつつも、家屋倒壊等氾濫想定区域は含まないとさせていただきますという意図でございます。

#### 【委員】

外すことについて意見はないです。危険だからそうなるというのは、良いのだろうと思います。ただ、改築、増築、また新たにそこに住もうとした人は、それによってどういう影響を受けるのかを伺いたいです。

#### 【事務局】

防災、安全上、どうしても居住に適さないエリアになってしまうと、まちづくりの考え方として、災害の低いエリアに居住を誘導していくような観点で、まちづくりを進めていますので、そういった方々に家の再築、新たなライフステージの折には、別の居住地を選択して頂くと、今の立地適正化計画を柱にして、今後移転の補助制度に関しても加味していきたいと考えております。

居住誘導するなかで、まずハザードを御覧頂きまして、安全なエリア、危険なエリアをご確認頂き、今後のまちづくりを地域の皆様と進めていきたいです。

#### 【会長】

質問の主旨は、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定をされたら、増改築も建築もダメなのですかというシンプルな質問だと思いますが。

#### 【委員】

要するに、規制するのかわからないのかということです。土砂災害のハザードマップは、ありますが、注意しましょうねという話で、既存の家はあるわけで、そういうことを理解しながら、居住してくださいということなのではないでしょうか。要するに、規制できるわけがないでしょう。その辺を教えてください。

**【会長】**

まず、法律上はどのようなのですか。居住促進区域は、規制ではないので、法定上ここは建てて良い、改修していい、住み続けて良いという場所でよいですね。

**【事務局】**

おっしゃる通りでございます、建築制限をかけるという意図はございません。

**【会長】**

居住促進区域からここは外させてくださいという提案で理解して良いですね。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

新規で不動産を買う場合には、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域というのが表示されている記憶があるのですが、書いてあるだけで、誰も買わなくなります。また、評価がすごく下がると思うのですが、今回の改定によって、新規に土地を買う、指定されたところに中古の家があって、購入される場合には、新しく指定されたハザードが表示されると思います。そのことによって、評価に対して影響があるのでしょうか。

**【事務局】**

宅地建物取引上においては、防災の観点から、危険性等につきましては、重要事項のなかで説明していくことになると思います。評価につきましても、設定する際に、居住促進区域も一つの評価基準になると思いますが、ハザードそのものに関して、ハザードになったからといって、どう評価するかというのは、市場の評価になってくると思っております。

**【会長】**

宅地建物取引業法で、行政は、ハザードの告知義務があるということなのですか。

【事務局】

ハザードにつきましては、告知義務があると考えております。

【委員】

想定最大規模 L2 を入れてしまうことによって、新南陽が半数以上、今まで駅もあって、住みやすいと言われていたところが、まずいとなるものは如何なのでしょうか。頭の痛い結果がでたのではないかという気もするのですが、自分の理解が追いついてないところもあります。L1 の 2m と L2 も同じく 2m だと思います。1000 年に 1 度想定される災害となると、なぜ同じ 2m なのに一気に 58%まで水が浸かるのでしょうか。市民の方に出したときにも、私と同じ疑問がでると思います。ご説明してほしいです。

【事務局】

同じ 2m で、なぜ想定最大と計画規模で範囲が違うのかだと思います。降雨量の違いにあります。まずは、用語のご説明からさせていただきます。従来の計画規模降雨という概念なのですが、概ね 30 年から 100 年にあるかどうかの降雨量であるということ、最大規模の降雨につきましては、1000 年に 1 度の頻度で起こり得る降雨量ということになります。富田川におきましては、計画規模 L1 の降雨量は、6 時間で 188mm を最大で想定されております。これに基づいて河川の改修計画等を進めていくというのが降雨の基準の 1 つになっております。一方で、想定最大規模 1000 年に 1 度の発生頻度で起こるものになってきますと、6 時間で 372mm となります。夜市川につきましては、若干所見が違いました。計画規模で、24 時間で 232mm、最大規模で、24 時間で 526.6mm となっています。

【委員】

降雨量等を書いた方がよりわかるのではないのでしょうか。例えば、新南陽に住まれている方は不安に思われていると思います。372mm というのが、これから気候変動とかで、雨もすごく降るだろうと思いますので、過去に最大にどれ位降ったかのデータがあるのであれば、公開してあげた方が市民の方もそれを見て、自分で判断ができるのかなと思いました。

**【会長】**

説明資料の 4 ページの条件変更のところ、降水量が多い少ないという表現ですが、計画降雨量がそもそも異なるということ、生々しい数字ですが、掲載したら理解が進むと思いますので、ご検討頂ければと思います。パターン③で、検討を事務局の方で進めて頂くということに對しまして、ひとまずご了解を頂いて、次の報告を聞くということにさせて頂いても良いでしょうか。

**【委員】**

全員了承

**【会長】**

ご了承いただきました。ありがとうございます。それでは、(1)の報告事項については、以上で終わらせて頂きます。次に、(2)地区ごとの課題を踏まえた取組の検討について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

報告事項 (2) 地区ごとの課題を踏まえた取組の検討について説明いたします。居住促進区域内にある災害リスクに対しては、防災指針を定め、防災・減災対策に取り組むことが必要になります。そこで、まずは地区ごとの課題を踏まえた取組の検討について説明いたします。地区ごとの課題に対する取組ですが、立地適正化計画は上位計画である、周南市国土強靱化地域計画や関連計画である地域防災計画にある取組から整理していきます。

前回協議会でのご意見を踏まえまして、小学校区でまとめておりますが居住促進区域内で災害リスクがある小学校区が 19 地区あります。オレンジ色の線で区切られたものが小学校区になります。今回は、居住促進区域内に浸水深エリアが広く残存する、夜市小学校区、富田東小学校区において、安全に居住を誘導するための課題について説明いたします。

夜市小学校区の洪水浸水エリアを重ねたものです。計画規模は法改正後に想定最大規模の公表に合わせ再計算されたものであり土地形状変更などにより、計画策定時から多少変更されております。想定最大規模 L2 においては、2m以上の浸水想定区域が居住促進区域内の大部分を占めています。濃い青色の 5m以上の区域については住宅ではなく、地盤高の低い田です。災害ごとに避難所も異なる場合があるため、洪水浸水時の避難所を入れ

て避難所からの徒歩圏内 800mを紫色の丸で囲っています。これらの災害リスクに対する対策として、こちらに示している事例がありますので詳しく説明いたします。

まず、一つ目が流域治水プロジェクトの取組です。流域治水プロジェクトとは、水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道等の管理者が主体となって行う従来の治水対策に加え、集水域から氾濫域までをひとつの流域としてとらえ、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し流域全体で水害を軽減させる治水対策になります。このような取り組みが行われる理由としては、県、市町等が連携し、流域全体で重点的に実施すべき治水対策の全体像をとりまとめ、「流域治水」を計画的に推進するためです。プロジェクトのメンバーとしては流域治水部会で市町における防災、河川、下水道、都市計画、農林等の関係課、県における土木建築部、農林水産部、国における中国四国農政局、中国森林管理局、森林整備センターです。

こちらは、夜市川水系流域治水プロジェクトです。氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河川改修や河川浚渫といった適切な維持管理や老朽化対策などがあり、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策としてハザードマップの作成・周知や河川監視体制の強化などがあります。夜市川や伊賀川において浚渫工事や竹の伐採などが行われています。また水位計を設置し、山口県土木防災情報システムで水位を確認することで河川監視体制の強化をはかっています。周南市では、夜市川水系、西光寺川水系、島田川水系、錦川水系で二級水系における流域治水プロジェクトがあります。

また、夜市川には河川監視カメラが設置されており、大雨時などに河川の状況を確認することができます。こちらは周南市の防災危機管理課の HP より見ることができます。QR コードをお手持ちのスマートフォンなどで読み取っていただくと、こちらの HP で見ることができます。その他に、自主防災組織の活動があります。想定最大規模 L2 の浸水対策につきましては、主に避難と周知といった防災対策で対応することになります。河川改修等で水害を減らす対策も取られていますが、大雨による洪水浸水は予報等で事前にわかるのでハザードマップを各自で確認し、早めの避難行動が重要となります。

次に、自主防災組織の活動についてです。周南市では、自主防災組織が地区自主防災組織として 35 地区あり、組織率は 100%となっています。各地域で行われている活動内容としては、資機材の整備、備蓄、各種訓練（避難訓練、避難所運営訓練、炊き出し訓練、通信訓練）等、防災啓発活動、地区内の緊急連絡網の整備等を行っています。こちらの写真は、総合防災訓練の様子です。各地区自主防災組織などと市が協働し、総合防災訓練を

行っています。このように、地域で防災意識を持ち、知識と技能を学び、地区内の人や組織との連携を高めていくことが、「地域防災力」の強化につながります。

高潮浸水区域においては、2m以上の浸水区域はありませんが、元ナフコがあった場所などにおいて、浸水区域があります。

土砂災害想定区域については、現行において居住促進区域外としていますが区域に近接しており、居住促進区域に影響を及ぼす可能性もあるため、リスクとして整理しています。広範囲で土砂災害の危険性が高くなっているところや、避難所が遠いといった課題があげられます。主な対策としては、がけ崩れの危険がある「がけ地」付近の敷地に建っている住宅を撤去し、安全な場所への移転促進として、がけ地近接等危険住宅移転事業での補助制度があります。すべての災害リスクに共通する対策ですが、ハザードマップを事前に確認し、早めの避難行動が重要となります。

夜市小学校区に対しての対策等を説明してまいりましたが市全体の対策、取組としてはこちらの表のような対策があげられます。避難行動要支援者対策の促進や、安全な避難路の確保のため市道の整備や維持管理といったことなどです。

次に富田東小学校区の洪水浸水エリアを重ねたものです。L2において、居住促進区域の大部分が浸水想定区域となっています。富田川の堆積土砂掘削の浚渫工事を実施しております。また、徒歩圏 800m内に避難所もあり、L2 に対する対策としては避難が有効な手段といえます。また、夜市川と同じく富田川においても河川監視カメラが設置されており、大雨時などに河川の状況を確認することができます。

高潮浸水区域においては、居住促進区域内に浸水区域があります。高潮浸水に対応した避難施設が地区内に少ないことや、災害リスクに接する避難施設が存在することがあげられます。富田川においては、浚渫で堆積土砂の撤去を行っており、水害を軽減させる取組がされております。

津波浸水区域においては、居住促進区域内の一部で 1.0m未満の浸水区域があります。

土砂災害想定区域については、現行において居住促進区域外としていますが区域に近接しており、居住促進区域に影響を及ぼす可能性もあるため、リスクとして整理しています。一部で土砂災害のリスクが存在しています。主な対策としては、がけ崩れの危険がある「がけ地」付近の敷地に建っている住宅を撤去し、安全な場所への移転促進として、がけ地近接等危険住宅移転事業での補助制度があります。いつ起こるか予測のできない地震とは異なり、大雨による洪水、土砂災害台風時の高潮など、気象情報などで情報を知ること

ができるため事前に周辺の災害リスクをハザードマップで確認しておくことは迅速な避難行動には重要となります。

地区ごとの課題を踏まえ、それぞれの対策を防災指針として位置付け、浸水リスクが存在する地域都市拠点である新南陽駅周辺や生活拠点である徳山西部地域を引き続き居住促進区域としていきたいと考えております。こちらはここまで説明した内容を赤字で反映した居住促進区域に含まない区域の表です。なお、L2の洪水浸水の中で、家屋倒壊等氾濫想定区域は、垂直避難した場合に建築物の倒壊・流出の恐れがあるため、含まないとしております。大規模盛土造成地は、現時点では含みますが、調査の結果で安全性が確認できなかった場合は含まないことにしております。以上の結果をもとに、来年度の改定に合わせ、居住促進区域の変更をしたいと考えております。

今後の防災指針の検討の進め方になります。本日いただいた意見を踏まえて、居住促進区域の案を定めた後その区域に対して防災まちづくりの将来像、取組方針の検討、具体的な取組、スケジュール目標値の検討をし、防災指針の作成を進めていく予定としております。次回は防災指針の素案について、協議会を来年度開催する予定としております。以上で、報告事項についての説明を終わります。

#### 【会長】

ご意見・ご質問いかがでしょうか。

#### 【委員】

重要事項説明のときに、土砂災害区域や浸水関係は、すごく大事な部分になります。ハザードマップを重要事項にセットして説明しますが、そこはざっと説明するのですが、具体的に説明すると買えなくなってしまう。新しくハザードが判明したときに、そこを説明すると半分は買わないことが多いです。8年前に広島県で土砂災害がありましたが、その頃はあまりハザードを具体的に説明していなかったということです。それ以降、説明するようになって初めて、「実は土砂災害区域だった」というのが、周南市、下松市でも出てきました。そのときにお客様がびっくりして、このハザードマップは誰が作ったのかという声が出てくるくらい、まだまだ市民の方に浸透していないことが多いです。たしかに広報等いろいろなところに出てはいますが、実際、現場で携わっているときに、どこまで具体的に話をしたらいいのかわかりません。これに伴い、固定資産税の関係があります。

きつい話をするかもしれませんが、今後起こる問題だと思って、聞いてください。自分のところが住めないとなったときに、固定資産税がどれ位改善されるのか、将来的なもので発言しております。そうしないと、若い方は、新しく家を建てようと思っていられっしゃいますが、その場合、両親の家が余っていきます。そこがたまたまそういうハザードの地区であったら、そこに帰らなくて良かったというのがあるかもしれませんが、それでも固定資産税は発生していくわけです。その辺も同時に改善していかないと、借金だらけの市民になってしまうと思います。この話はここで終わるだけではなくて、近い将来のものとして、改善していかないといけないと思います。どうやって説明しようかなと思っていますので、一度、宅建協会の方に招待しますから、是非これを教えて頂けたらと思います。

#### 【会長】

重要なお指摘だと思います。不動産価値については、立地適正化計画の策定のと時からいろいろ指摘がされている内容でございましたし、ハザードの説明の仕方も難しいと思います。税制問題にも発展する問題だと思うのですが、包括的なご意見だったと思うのですが、今の時点で話せる範囲で結構でございますので、対策等ありましたら、お願いしたいと思います。

#### 【事務局】

基本的には立地適正化計画のなかで、これまで防災減災対策というのは、定めてはいませんでした。行政として居住促進区域ということで、市民の皆様に安心安全な居住促進を図るエリア設定しています。災害ハザードの見直し等で、リスクが高まっているということで、安心安全な居住、都市機能の誘導、行政としての責任を果たすために、この度防災指針ということで定めまして、将来に向けて安心安全な市民の居住を考えていきたいと考えています。そのなかで、国においても、最大ハザードにおける開発抑制、移転の促進、この度の立地適正化計画、防災指針の位置づけ等災害に対する意識づけといいますか、行政サイドの方も相当シフトしております。今後、ハザードエリアの対応ですが、市といたしましても、がけ地につきましては移転の支援や改修補助等もございます。今後、建物の移転促進を立地適正化計画のなかの施策に位置づけることで、危険な場所から安全な場所への移転ということで、そういう事業を今後検討していかなければならないとは思っています。全国的にも東日本大震災等の影響が出た地区では、移転等されていますが、山口県



においては実績がないので、リアリティがないのですが、そういうところも見据えながら災害リスクの少ない居住というのを市としても設定していきながら、市民の皆様には安心安全な居住というものを提供していきたいと思っています。固定資産の問題もあると思いますが、市場評価になりますので、今後の様子をみながらどういう対策をしていくのかを考えていかなければならないと思っています。

#### 【委員】

次年度にこの計画を策定するために進めているということで、いろいろ調査された結果、パターン③となっているということだと思いますが、そもそもこの政策をやらなければいけないと国から降りてきていると思います。周南市だけで独自で勝手に考えてやっているわけではないと思います。ということは、全国で洪水に対する対策を行政機関で検討してくださいということで取り組んでいると思います。パターン③の方が徳山と新南陽で2%しか縮小がないから、なるべく大きな変化がないようにパターン③を選んだということなのですが、そういった裁量は各市で任せますと降りてきているのでしょうか。どれくらいのさじ加減でやって良いかをお話頂かないと、パターン③でいいですかと言われてもこっちはその情報がないと判断が難しいです。また、縮小した2%のエリアに該当された地域の方々が、新築で家を建て、ローンを組み、将来売却するときの土地の評価を考えたときに、知らないうちに家屋倒壊等氾濫想定区域と書かれると思います。そうすると2000～3000万円でローンを組んだ人が、土地の値段が、半分とか3分の1とかなる可能性があります。その辺りがどうなるかを考えないといけないと思います。一般市民を守るというのもありますが、1000年に1回の確率の洪水を検討することは良いと思いますが、地域がどれだけの影響を受けるのか、市民の立場での資産効果に関してどれくらいの調査をされているのか、どのくらい規模での大きな影響があるのかを聞きたいです。もし、これから調査されるのであれば、どのようにお考えかをお伺いしたいです。

#### 【会長】

L2という新しい条件がでてきたけれど、2%のところ踏みとどまっているところの妥当性みたいなところが、果たしてどう評価すればいいのかというのが一点です。それともう一点は、不動産価値についての説明をどのような影響として市民の方にアナウンスしていけることなのかということだと思うのですが。

## 【委員】

どれくらいの規模の家屋数がそのエリアにあるのか、地域でどれくらいの家が建っているのかがわかっていないと、影響がわからないと思うのです。その辺りの規模感をどれだけ把握しないと、こんなに金銭的に影響が出る政策を、この委員で決めましたと言って、そのあと委員が、経済的な影響はどうなるのか何も考えていませんでしたとは、とても言えないのでその辺りを知っておきたいです。

## 【事務局】

まず一点目です。平成 26 年に国土グランドデザイン 2050 というものが、国から出されて、将来のコンパクトプラスネットワークというところに関して、しっかり取り組んでいきましょう、少子高齢化に対応したまちづくりをしていましょうというところから始まっております。それに基づいて、平成 29 年に立地適正化計画を策定し、平成 31 年 2 月に居住促進区域を設定させて頂いて、まちづくりを進めてきたという経緯がございます。このあと、令和 2 年 9 月に都市再生特別措置法の改正がございまして、水防法の改正につきまして、居住促進を図る上で、防災対策を進めてくださいという法改正がなされました。

平成 29 年に策定した周南市におきまして、後付けではあるのですが、今の居住促進区域のなかで、どういうふうに防災上の観点で安全なまちづくりを進めていくのかというのが、大きな命題になっております。そういった観点から申しますと、周南市は、比較的先行して、立地適正化計画を策定したという経緯がございまして、レアなケースでございます。県内でも防災指針を策定しているところが、4 月に柳井市ですが、その他の市町につきましては、検討中というような段階でございます。都市再生特別措置法の改正に基づいて、防災指針というのを見込んだ立地適正化計画を国土交通省のマニュアルに即して整理していく必要があります。国土交通省のマニュアルでは、想定最大規模の降雨量を見越して、ハザードを重ね合わせるようにしてくださいということで、本来であれば、洪水、高潮、津波ハザードで、個別でホームページで公表させて頂いているのですが、お住まいの方にとっては、その地域について、どういう浸水があるのか、便宜上すべてを重ね合わせて、どの位の想定浸水深が見込まれますかという観点から図面を示させて頂きましたが、かなり衝撃的であることが分かりました。また、今までになかったハザードの部分の着色がなされているのは事実でございます。わかりやすくご説明させて頂くために、重ね合わ

せをしています。周南市では、この度最終的にパターン③にさせていただきますとなった経緯につきましては、マニュアルに即して整理させて頂いております。

パワーポイントの資料 P8、立地適正化計画の居住促進の考え方のなかで、生活サービス施設の立地、都市基盤、災害危険性の観点から相対的に高い居住地となりうる区域であることということがありまして、居住促進の当時設定させて頂いた考え方を基に、どういった都市機能がそういったエリアで充実しているか、将来的にも維持していくかという観点で整理をしています。新南陽地区であれば、暮らしやすさと安心の副都心ということで、新南陽駅、福川駅を交通結節点とし、居住誘導を図っていくようなゾーニングにさせて頂きました。同じように将来展望を見据えたまちづくりというところで、徳山西部であれば、利便性、公共交通の観点から、まちづくりを進めていこうというような計画を平成 29 年と平成 31 年につくりました。このような立地適正化計画を推進しているなかで、令和 2 年の水防法改正に伴う改定を行う話があり、最初からハザードリスクを考慮して居住促進区域を指定していないので、今のトレンドのつくり方とは、違う局面もあります。そういった意味で、今回ハザードに対しても改めて整理しながら、過去に設定した居住促進区域をこのまま継続していくかということの一つの考え方の基軸としてすすめております。その辺りを委員の皆様方にご理解頂きたいと考え、この度の提案をさせて頂いた次第です。

二点目で、氾濫流等があるようなエリアにおきまして、固定資産の評価等のフォローアップやここが氾濫流、河岸浸食があるというハザードでしっかりと情報提供していこうというのは、今の水防法の考え方です。それに基づいて、早い段階で、気象庁等で危険ですとアナウンスされた場合は、早めの避難を地域ぐるみで行っていく必要があります。固定資産の評価につきましては、課税当局等とも情報共有を図っていくことも一つの方法かと思っておりますので、今後の参考とさせて頂きたいと思っております。

#### 【委員】

私がお伺いしたのは、パターン③が市で選択ができるから選択しているということではないのでしょうか。パターン③を選んで、市として方針を立てれば良いということであれば、それで良いと思うのですが、パターン③を選んだときに、徳山地域で 2%、新南陽地域で 2%が該当しない地域があるという表だと思います。2%がどれ位の規模なのかを聞いただけで、それが大量な世帯数になるのか、この地図を見たときにわかりません。指定されると売却しようと思ったときに、土地の値段が半分になったりすると思います。指定され

たときにどれくらい、評価が下がるかは相場なのでわかりませんが、少なくとも新規で購入されるときに、リスクについて書いてあったら、普通の人だったら買わないと思います。今の時点で、調査されていないというのであれば、どれ位の世帯数がありますよといつかの時点で教えて頂けたらと思います。そういう話を質問しているのです。

#### 【事務局】

ハザードのエリアのなかで、どれくらい人口に影響があるのかというもの、今回の業務のなかで、整理しております。その辺りをベースにして、居住誘導を図るべきエリア等の設定も行っています。ただ、災害リスクへの人口等は出していますが、河岸浸食で何世帯あるのかにつきましては、拾いきれていないので、整理させて頂きたいと思っております。

#### 【委員】

安全な避難所等書いてありますが、新南陽地域は、小学校を避難所として指定されていると思いますが、L2 でみると、避難所として機能する学校は、福川小学校と富田西小学校くらいしかないと思います。あとの小学校は浸水してしまいます。JR 山陽本線南側にある公共施設はすべて災害区域のなかに含まれ、避難所として指定しているところは、避難所として機能しません。

#### 【事務局】

特に新南陽エリアにつきましては、ハザードのなかに避難所がございます。防災サイドとも調整しておりますが、今から施策をすすめていくうえで、ハード対策だけでは、限界がございます。時間的にもかかるということで、本市としましては、まずは命を守るための早めの避難行動、そちらが最優先されると考えております。そのことにつきましては、防災部局とも共有しており、そのなかで、自らの命を自らが守る自助、自分たちの地域は自分たちで守る共助に基づく地域防災力の充実強化、防災意識の啓発、自主防災組織の育成などのソフト対策が重要になると考えております。実際、避難所の制限人数も限られておりますので、全国的な災害でも避難指示が出た場合、何万人の避難という報道もありますが、現実問題それだけの人数の方が避難所に入るということは、困難でございます。

そのために、本市としては、身の危険を感じたら、すぐ避難をすぐしてくださいと、避難所につきましては、親戚、家族、ホテル等の安全な場所への避難が最優先になってくる

であろうと考えております。避難のなかで、防災指針においても避難路の確保、避難所の耐震化、そういうハードメニューも並行しながらソフト対策もやっていきます。自主防災活動に関しての支援も市の方では行っておりまして、全エリアで自主防災組織も出来ております。そういう活動を通じながら、災害に対する備えというところを万全にしていき、防災指針にそういうところも具体的に位置づけて、防災のまちづくりをすすめていきたいと考えております。

#### 【委員】

自主防災と避難所の件を合わせて考えるのは、無理があると思います。自主防災はあくまでも自発的に共助の面で、地域の人がするだけであって、行政として避難所を確保するのは義務だと思います。今ある小学校でも 7、8 割は使えなくなるという状況になるのであれば、慎重にしないといけません。住民の命を守るという行政の役目はなくなります。

自主防災をしていますが、実際に避難になって、逃げる人が何人いるかといったら、100%ではありません。避難所の数が足りないのは誰でもわかっています。だから自分で避難するところは見つめます。しかし、避難所に行かなければいけない人は必ずいるわけで、それを確保するということは、行政の義務ですので、きちんと考えてやるべきだと思います。

#### 【事務局】

安全な避難場所の確保として、ハードな部分はすぐにできません。すぐできることで、避難というのが最優先になるだろうということで、先程述べさせて頂きました。ハード対策につきましても、並行してやっていくべきと考えておりますので、避難路、避難場所、様々なハード対策がありますが、総合的に立地適正化計画のなかで定めまして、具体的なスケジュールも今後お示し、ハード対策、避難場所等につきましても検討していきたいと考えております。

#### 【会長】

最後のスライドに防災指針に基づく具体的なハード、ソフトの取組み検討とその取組みスケジュールと目標値の検討というところまで書いてありますので、この計画、もしくは防災指針のなかで十分に行政の方で検討してください。ただいつまでだということは、財

政的な裏付けが必要になると思いますので、書きづらいと思いますが、やることはやると理解していいのでしょうか。

**【事務局】**

29 ページに施策の方を整理させて頂いております。基本的には国土強靱化計画に基づきまして、各関係部署が今後行っているハード、ソフト両方の対策を掲載させて頂いております。基本的には掲載しております事業を進めていく予定でございます。

**【会長】**

いずれも次回の協議会で防災指針の素案が示されるという説明でしたので、そこで再度チェックして頂いて、ご意見をそこで言うて頂くことで宜しいでしょうか。

**【委員】**

1000年に一度の雨となると、市内は悲惨な状態になると見てわかります。ただでは済まないことは重々考えられるのですが、大雨が降って浸かって、防災はまず人が死なないということが重要だと思うのですが、そこからどう日常生活を取り戻していくかのスケール感覚、浸かった水がどれ位の時間をかけて引いていって、どういうふうにまちを再建していったらいいか、私たちはここにいつ返ることができるかといったスケール感での防災というのを考えて、この指針を出されるのかどうかというのを教えていただけますか。

**【事務局】**

防災指針は、災害リスクに対応するための防災・減災対策を定めるものでございます。災害の後の復興に関連してくるのではないかとと思うのですが、その辺りは防災部局の方で、国土強靱化計画と地域防災計画というのを策定しております。災害前から災害後に関する復興も含めた計画になっておりまして、例えばボランティア活動、NPO、多くの支援を受ける体制づくりを定めた計画になっています。復興につきましても、防災部局の計画で担当していくということになると思います。

補足をさせて頂きますと、20 ページ、関連計画における取組みのページになります。このなかで、まちづくり総合計画、まちづくりの全般的なマスタープランがございまして、周南市の国土強靱化計画と地域防災計画、この二つの大きな計画がございまして、この二つ

の違いとして、国土強靱化計画は、発災前の事前にこういうことをしましょうということを書いており、まさに立地適正化計画に組み入れようとしている内容になります。一方、地域防災計画というのは、発災後の受援計画と、物資の調達、緊急輸送路の整備、そういったところの復興計画、こういったものを全般網羅しており、総合的に運用していくことで防災的な市の考え方を整理しています。

この度の立地適正化計画の防災指針というのは、そのなかで下位に位置づけられるものではありますが、まちづくりのベースとしては、2つの大きな防災計画に基づいて防災指針というのをこれに即して組み入れて居住誘導を図っていくことになります。更に防災指針というのは、居住促進区域の防災・減災対策を網羅していきます。

先ほど、今後どういったことに取り組むかということもございました。そのなかで、29ページの表の色分けというのが、回避・低減というようなカテゴリー分けの取組となっています。自主防災組織、情報発信、ハザードマップ、河川改修を記載していますが、発災前にどうやって取り組んでいくのかというのを、防災計画や国土強靱化計画と整合を図りながら、居住促進区域についての防災対策を整理しています。

#### 【委員】

新南陽地域の市民もこの資料を見て、ショックを受けられると思うのですが、予算にも限りがあるので、ハードでできることは多分少ないと思います。となれば、ここに住んでいる住民の方がまず絶対死なない、起きたときに、こうすれば逃げられるというように前向きにならないといけないと思います。多分、ハザードが塗られたところで、この地域に住む人たちが出て行くとは考えられないと思います。自助というよりは、1000年に1度何かあったときでも、絶対こういうようにするのだという意識を高めて頂けるような、前向きな防災を検討していただきたいです。皆で1000年に1度立ち向かおうという希望のあるようなものであってほしいなと思いました。

#### 【委員】

パターン③の新南陽地区で、夜市川より西側は、自主的に避難するといっても、避難する通路が限られています。常盤橋という橋が1本しかなく避難できないです。新南陽駅南側の富田川寄りのエリアも線路より北側に避難すべきです。ただ、古川跨線橋を工事しているので、通れないです。また、線路を渡るところは限られており、避難が難しいです。

例えば、夜市川より西側の人たちは警報があったときは、こういうふうに避難してくださいという話をしないといけないと思います。現状の時点で、避難するところを示すべきではないでしょうか。福川にしても新南陽駅の南側にしても、実際に住んでおられる方の人数は、3、4000 人ではきかないと思いますので、そういう整理は必要ではないかと思えます。

#### 【事務局】

災害にオールマイティに対応するというのは、非常に難しいのは確かでございます。そこで、立地適正化計画というのは、災害リスクの比較的小さいエリアという意図で、設定の方をさせて頂いたという経緯があります。

そのような中で、災害があった時の避難について、内閣府が避難の考え方を示しております。まして、小中学校、公民館に行くことだけが避難ではありませんと示しています。避難は難を避けることであり、行政が指定した避難場所への避難、安全な知人宅への避難、ホテル、旅館への避難、建物のなかで安全な場所というのを模索していくというのも必要です。2 階建てで垂直避難が可能な建物では、2 階へ逃げる避難の仕方もあります。そのため、行政としては、まずは避難についての考え方を、リスクの高い所、避難所はここにあるということを発信していくことが必要だと思います。

都市政策のサイドとして、立地適正化計画の居住促進のなかで、比較的安全な場所に避難所を設定しながら、居住を誘導するということもございますので、安全な市民生活を担保していければと考えております。

#### 【委員】

現状が危険なのは、認識されていると思います。危ないことが伝達できるようなかたちになっているのかどうかを教えてください。

#### 【事務局】

市といたしましても、防災に対する取組み等につきましては、広報で周知はしております。河川カメラを HP で見られるようにしたり、去年の 7 月からですが、地上デジタル放送での緊急時の情報をテレビを通じて手軽に取得できるようにしたりしております。テレビのデータ放送で、チャンネルを変えれば、今どういう状況であるか、市内の災害の危



険度がどの程度高まっているのかというのが、テレビで見られるようになっております。また、緊急情報の伝達ということで、緊急速報メール、防災ラジオの普及、Jアラートによる緊急情報を防災ラジオで流すなどを行っています。庁舎には、防災無線というのもございます。これらを総合的に行いながら、市民の皆様に防災に対する意識について、高めたいと思っています。今後、防災指針を定めるなかで、素案が出来上がりましたら、説明会等やっていこうと思いますので、そういうなかでも、防災に対する意識の啓発、周知はしっかり行いながら、ソフト対策につながる対応をしていきたいと考えております。

#### 【会長】

行政計画は複雑で、今回の立地適正化計画が防災まですべてになるということではございませんので、一つは国土強靱化計画というのがあって、発災前の周南市の防災に関する計画、それと地域防災計画、これ非常に有名な計画で、これによって発災後の物資輸送であるとか、避難についてもそうですし、具体的に示されているわけです。二つの計画に立地適正化計画が整合するようなかたちで事務局の方で策定頂いているという状況ですので、立地適正化計画の策定にあたって、これもあれも説明したのかではなくて、すでに国土強靱化計画と地域防災計画で周南市民の方々には、他部局が説明責任を果たしていらっしゃると思います。そこをうまく事務局も説明して頂いて、いくつかの計画が両輪のように走っているようなことをうまく説明して頂いた方が宜しいかと思っております。是非宜しく願いいたします。令和5年度の協議会で、立地適正化計画に資する防災指針として、素案が示されるということですので、いろいろなお指摘がございましたので、それを踏まえて素案を示し、活発な議論をして頂ければと思いますので、ご協力宜しく願いいたします。税制の問題であるとか不動産に対する影響は国も明確に示していないので、難しいところだと思います。もし、そういった経済的な活動のなかでどういうふうに不動産の価値が影響を受けるのかというのがわかれば、次回の協議会でご説明頂ければと思いますのでどうぞ宜しく願いいたします。

以上で本日の議事は終了させて頂きたいと思っております。進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

#### 【事務局】

委員の皆様、本日は多くの意見を頂きまして、誠にありがとうございました。防災に関

しましては、防災部局と連携をとりながら、対策をとって参りたいと思っております。また、避難所につきましては、公共施設が限られておりますので、民間の力をお借りして、そういうところも避難所として使って頂くようなことも考えていかなければいけないと思っております。冒頭のご挨拶で申し上げましたが、委員の皆様におかれましては、今年度末で任期満了となります。令和 3 年 4 月から 2 年間、立地適正化計画に関するいろいろな事項につきまして、熱心なご協議を頂きまして、誠にありがとうございました。今後とも、本市の都市計画行政、行政各案におきましても引き続きご支援頂きますよう、宜しく願いいたします。皆様の今後のご健勝と益々のご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

以上をもちまして、第 15 回周南市都市再生推進協議会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は誠にありがとうございました。

午後 15 時 50 分 閉会